

大阪広域環境施設組合監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和5年6月29日

大阪広域環境施設組合

監査委員 阪井千鶴子

監査の結果に基づき講じた措置の通知の公表

1 通知を行った者の氏名

大阪広域環境施設組合管理者 横山 英幸

2 通知を受けた日及び講じた措置の内容

(1) 通知を受けた日：令和5年6月8日

対象：令和4年度定期監査等

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日
2 (1)	<p>大規模災害時対応マニュアルについて改善を求めるもの</p> <p>本組合では、上町断層帯地震(直下型)や東南海・南海地震(海溝型：南海トラフ)など、大阪市域に多大な被害が生じる巨大地震が発生した場合に備え、「大規模災害(震災)発生時対応マニュアル」を策定している。</p> <p>このマニュアルは、各工場及び北港処分地に関する共通する基本的事項を取り纏めるとともに、工場等のマニュアルに必要となる資料の共通化を図ることを目的に作</p>	<p>1</p> <p>大規模災害(震災)発生時対応マニュアル【工場等共通編】資料集について、以下の点に変更があることを確認したため、令和5年3月に改定を行った。</p> <p>*津波警報等の種類と発表される津波の高さ等</p> <p>*災害関係業務事務処理マニュアル</p> <p>2</p> <p>大規模災害(震災)発生時対応マニュアル【工場等共通編】について、</p>	措置済	令和5年 3月28日

成された、「大規模災害（震災）発生時対応マニュアル【工場等共通編】」を定めており、工場等ではこれを元に詳細な対応を定めた個別のマニュアルを策定している。

各マニュアルは、定期的に見直し、訓練等を通じて得た知見を反映することで常に最適化する必要がある。また、国や大阪府等が発信する災害対策に関する最新の情報を収集し反映する必要がある。

しかしながら、今回の監査において、大規模災害（震災）発生時対応マニュアルを確認したところ、次のとおりであった。

- ・現在の「大規模災害（震災）発生時対応マニュアル【工場等共通編】」の資料集は、平成29年4月の改定版であるが、この間に組合名称の変更や掲載されている情報の更新があり、必要性があるのに改定がなされていない。

[指摘事項]

- 1 施設管理課は、「大規模災害（震災）発生時対応マニュアル【工場等共通編】」資料集の見直しを行うこと。
- 2 施設管理課は、「大規模災害（震災）発生時対応マニュアル【工場等共通編】」資料集の見直し

以下のとおり令和5年3月に改定を行った。

* II.4. マニュアルの見直しの項目について、大規模災害（震災）発生時対応マニュアルのみ年1回の内容確認と必要に応じて見直しするとしていたが、資料集についても同様の扱いとすることを明文化した。

しに漏れが生じないよう手順を 検討すること。			
---------------------------	--	--	--